

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月30日

【会社名】 西松建設株式会社

【英訳名】 Nishimatsu Construction Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 近藤 晴貞

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目20番10号

【縦覧に供する場所】 西松建設株式会社 東関東支店
千葉市中央区新宿二丁目3番8号
西松建設株式会社 横浜支店
横浜市西区北幸二丁目8番19号
西松建設株式会社 中部支店
名古屋市東区泉二丁目25番13号
西松建設株式会社 関西支店
大阪市中央区釣鐘町二丁目4番7号
株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町2番1号

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長近藤晴貞は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社10社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前事業年度末において、全社的な内部統制に重要な欠陥があると評価したため、前事業年度と同様に各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引取消後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね90%に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として完成工事高、完成工事未収入金及び未成工事支出金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

当社は前事業年度末において、全社的な内部統制に重要な欠陥があると評価したが、当事業年度末日において是正されている。

重要な欠陥の概要は以下のとおりである。

当社は、前事業年度において、外為法違反により罰金の略式命令を受け、元取締役らが外為法違反及び政治資金規正法違反の罪で起訴された。これらの事実が、統制環境等の全社的な内部統制の不備に該当し、かつ財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められたことから重要な欠陥に該当すると判断した。

当社が前述の重要な欠陥を是正すべく、コーポレート・ガバナンスの機能回復とコンプライアンス意識の徹底に向けて実施した是正措置のうち主なものは以下のとおりである。

社是を一新し、併せて企業理念、経営理念、行動規範を変更し社内風土の改革を行った。

社外取締役の招聘、指名委員会・報酬委員会の設置、役員定年制の導入を行い、コーポレー

ト・ガバナンスの機能を強化し、取締役会の有効性強化及び効率性を確保した。

コンプライアンス推進室を発足し、同時に、新しい内部通報制度を開設すると共に内部通報

に係る諸規定を制定した。またコンプライアンスマニュアルを改訂し、コンプライアンス研修、意識調査を実施し、コンプライアンスの意識向上を図った。

外部より有識者を招きコンプライアンス委員会を組織し直し、取締役会への提言、勧告並びに再発防止策のモニタリングを実施した。